

令和3年第17回堺市教育委員会議事録

開催日	令和3年11月26日(金)
場所	市役所高層館20階第1特別会議室
会議種類	臨時会
議案・報告	議案第37号 令和4年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について 報告第15号 市長からの意見聴取(堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)について
教育長	日渡円教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	山崎久樹教育次長 松下廣伸教育監 橘健一理事 中山真裕美教委総務部長 長山秀基教職員人事部長 志波政宏教職員人事課長 樋口信征教職員企画課長 永木里恵教育政策課長 至田義朋教育政策課長補佐 木村久美子教育政策課企画係長
署名委員	宮本功委員、長田翼委員
開会宣言	午前9時30分
日渡円教育長	これより、令和3年第17回教育委員会を開会します。 本日は臨時会です。 次に、教育政策課長補佐から諸般の報告をします。
至田義朋教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には、教育長及び全ての委員が出席されています。 また、事務局におきましても、案件に係る理事者全員が出席しています。
日渡円教育長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事録署名委員は、会議規則第17条第3項の規定によりまして、宮本委員、長田委員を指名します。
日渡円教育長	次に日程に入ります。 日程については、先にお示ししたとおりです。
【案 件】	日程第1 議案第37号 令和4年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について
日渡円教育長	日程第1「議案第37号 令和4年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 志波政宏教職員人事課長	本件は、本市の教育課題に対応するため、毎年度、国の基準をもとに教職員の定数配分方針を策定しているものです。 現在、各学校園では、今年度の定数配分方針により「GIGAスクール構想の推進」「多様なニーズに対応した指導体制の充実」「感染症の防止対策」等に取り組んでおります。次年度に向け、様々な教育課題に対応するため「校長の裁量による定数等の活用」「小学校における教科担任制の導入」「令和7年度より実施する中学校給食の推進」に重点を置き、令和4年度の堺市立学校園教職員定数配分方針を策定するものです。 今年度からの変更点についてご説明します。 1点めは、新たな項目としまして、5ページ「第5 その他」の項を定め、校長の裁量により学校の自主性・自律性を高めるなど、幼児児童生徒や地域の実態に合わせた定数等の活用を行うことができるようにするものです。 2点めは、小・中学校の校長・教員の定数配分についての変更で、2ページ(6)④の「小学校において専科指導を行い、教科担任制を推進するため」の項を定め、小学校高学年において、各教員の適正を生かした教科担任制の実施

	<p>に向けた研究に取り組むことにより、各教科の専門性を高めた授業を行い、学力向上をめざし、小学校高学年における特定教科の教科担任制を推進するものです。</p> <p>3点めは、2ページの栄養教諭について「(2) 児童生徒の食の指導又は中学校給食実施の準備のため、学校の実態に応じて栄養教諭等を加配できる。」の項を定め、給食指導マニュアルの作成や年間中学校給食献立の作成、給食センターの開業準備など、令和7年度の中学校給食実施に向けた取組の推進を行うものです。</p> <p>なお、方針の内容には、予算を伴うものもございますので、実際の配置の在り方については、今後、庁内関係課と議論・検討します。</p> <p>議決後は、学校園に本方針を周知し、教職員配置に関する基本的な考えを説明するとともに、本市の教育課題に対応した人事配置を行ってまいります。</p>
日渡田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見・ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
<b>【採 決】</b>	可決
<b>【案 件】</b>	日程第2 報告第15号 市長からの意見聴取(堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)について
日渡田教育長	<p>次に、日程第2「報告第15号 市長からの意見聴取(堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)について」を、議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
<b>【説 明】</b> 樋口信征教職員企画課長	<p>本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和3年11月22日に教育長において臨時に代理したので、報告するものです。</p> <p>本件のうち、教職員に関連して改正する条例は、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例と、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例です。</p> <p>改正の内容は、令和3年度の本市人事委員会勧告を踏まえ、一般職の教職員のうち会計年度任用職員等以外の者に係る期末手当について、年間の支給割合を再任用職員等以外の教職員は0.15月分、再任用職員等は0.1月分引き下げるものです。</p> <p>本条例は公布の日から施行するものです。ただし、令和4年6月期以降の期末手当の支給に係る改正規定については、令和4年4月1日から施行するものです。</p>
日渡田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見・ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
<b>【採 決】</b>	承認
閉 会 宣 言	午前9時38分
日渡田教育長	<p>以上で、臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしました。</p> <p>これをもって、令和3年第17回教育委員会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。</p>